

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 吉田 菜摘子
同 大部 実奈

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 4785

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト - ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(Nomura Master Select - U.S. High Yield Bond Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券100億豪ドル（約8,290億円）を上限とします。
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）（約7,876億円）を上限とします。
Cクラス受益証券100億米ドル（約1兆1,096億円）を上限とします。
Dクラス受益証券100億米ドル（約1兆1,096億円）を上限とします。
Eクラス受益証券100億米ドル（約1兆1,096億円）を上限とします。

（注）豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、平成29年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝82.90円、1NZドル＝78.76円および1米ドル＝110.96円）によります。以下、豪ドル、NZドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成29年4月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・マスター・セレクト - ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Nomura Master Select - U.S. High Yield Bond Fund, a Series Trust of Nomura Master Select)（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

（2017年5月末日現在）

資産の種類	国名	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	821,399,149.48	93.50
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		57,116,801.32	6.50
純資産総額		878,515,950.80 (97,480,129,901円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）米ドルの円貨換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.96円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（２）運用実績

純資産の推移

2016年6月1日から2017年5月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2016年6月末日	451,896,023.49	37,462,180,347	8.08	670
7月末日	463,210,480.19	38,400,148,808	8.19	679
8月末日	474,227,771.37	39,313,482,247	8.26	685
9月末日	476,519,083.46	39,503,432,019	8.22	681
10月末日	474,337,875.50	39,322,609,879	8.13	674
11月末日	469,318,783.55	38,906,527,156	8.05	667
12月末日	470,629,145.11	39,015,156,130	8.15	676
2017年1月末日	462,452,991.82	38,337,353,022	8.19	679
2月末日	463,638,846.46	38,435,660,372	8.27	686
3月末日	451,794,639.98	37,453,775,654	8.17	677
4月末日	450,709,955.58	37,363,855,318	8.22	681
5月末日	445,414,272.37	36,924,843,179	8.23	682

（注）豪ドルの円貨換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝82.90円）によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2016年6月末日	152,084,921.76	11,978,208,438	7.67	604
7月末日	155,404,026.26	12,239,621,108	7.78	613
8月末日	158,187,651.51	12,458,859,433	7.85	618
9月末日	157,877,811.22	12,434,456,412	7.81	615
10月末日	154,995,821.95	12,207,470,937	7.73	609
11月末日	152,424,656.35	12,004,965,934	7.65	603
12月末日	151,384,763.05	11,923,063,938	7.73	609
2017年1月末日	153,570,297.09	12,095,196,599	7.78	613
2月末日	154,947,792.85	12,203,688,165	7.86	619
3月末日	152,095,299.33	11,979,025,775	7.77	612
4月末日	152,350,142.27	11,999,097,205	7.81	615
5月末日	148,805,873.71	11,719,950,613	7.81	615

(注) ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)の円貨換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=78.76円)によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2016年6月末日	240,898,422.38	26,730,088,947	8.41	933
7月末日	254,320,537.17	28,219,406,804	8.56	950
8月末日	267,257,245.37	29,654,863,946	8.67	962
9月末日	269,842,855.56	29,941,763,253	8.67	962
10月末日	274,083,774.78	30,412,335,650	8.62	956
11月末日	270,248,685.06	29,986,794,094	8.53	946
12月末日	268,972,119.21	29,845,146,348	8.62	956
2017年1月末日	270,949,844.56	30,064,594,752	8.67	962
2月末日	273,773,608.55	30,377,919,605	8.76	972
3月末日	275,976,042.31	30,622,301,655	8.65	960
4月末日	278,454,174.18	30,897,275,167	8.69	964
5月末日	279,839,076.60	31,050,943,940	8.71	966

米ドル(豪ドル)受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2016年6月末日	39,968,968.48	4,434,956,743	5.64	626
7月末日	42,051,807.17	4,666,068,524	5.84	648
8月末日	38,589,516.29	4,281,892,728	5.83	647

9 月末日	38,510,486.62	4,273,123,595	5.88	652
10月末日	38,525,628.39	4,274,803,726	5.83	647
11月末日	37,217,729.53	4,129,679,269	5.67	629
12月末日	34,989,107.08	3,882,391,322	5.54	615
2017年 1 月末日	36,335,956.64	4,031,837,749	5.83	647
2 月末日	36,574,855.17	4,058,345,930	6.00	666
3 月末日	35,855,701.34	3,978,548,621	5.92	657
4 月末日	34,928,849.81	3,875,705,175	5.81	645
5 月末日	35,004,030.11	3,884,047,181	5.81	645

米ドル（リアル）受益証券

	純資産総額		1 口当り純資産価格	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
2016年 6 月末日	148,929,158.56	16,525,179,434	3.29	365
7 月末日	150,179,028.72	16,663,865,027	3.34	371
8 月末日	141,786,880.78	15,732,672,291	3.43	381
9 月末日	141,294,418.88	15,678,028,719	3.44	382
10月末日	140,478,598.17	15,587,505,253	3.52	391
11月末日	126,763,372.98	14,065,663,866	3.27	363
12月末日	131,580,999.88	14,600,227,747	3.52	391
2017年 1 月末日	137,048,792.42	15,206,934,007	3.76	417
2 月末日	138,051,705.67	15,318,217,261	3.86	428
3 月末日	132,568,919.49	14,709,847,307	3.80	422
4 月末日	129,859,792.96	14,409,242,627	3.81	423
5 月末日	126,224,368.74	14,005,855,955	3.77	418

分配の推移

（１口当たり、課税前）

	豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	（豪ドル）	（円）	（NZドル）	（円）
2016年 6 月	0.09	7.46	0.09	7.09
7 月	0.09	7.46	0.09	7.09
8 月	0.09	7.46	0.09	7.09
9 月	0.09	7.46	0.09	7.09
10月	0.09	7.46	0.09	7.09
11月	0.05	4.15	0.05	3.94
12月	0.05	4.15	0.05	3.94
2017年 1 月	0.05	4.15	0.05	3.94
2 月	0.05	4.15	0.05	3.94
3 月	0.05	4.15	0.05	3.94
4 月	0.05	4.15	0.05	3.94
5 月	0.05	4.15	0.05	3.94
設定来累計	7.82	648.28	7.82	615.90

（１口当たり、課税前）

	米ドル受益証券		米ドル（豪ドル）受益証券	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
2016年 6 月	0.05	5.55	0.06	6.66
7 月	0.05	5.55	0.06	6.66
8 月	0.05	5.55	0.06	6.66
9 月	0.05	5.55	0.06	6.66
10月	0.05	5.55	0.06	6.66
11月	0.05	5.55	0.03	3.33
12月	0.05	5.55	0.03	3.33
2017年 1 月	0.05	5.55	0.03	3.33
2 月	0.05	5.55	0.03	3.33
3 月	0.05	5.55	0.03	3.33
4 月	0.05	5.55	0.03	3.33
5 月	0.05	5.55	0.03	3.33
設定来累計	4.73	524.84	5.45	604.73

（１口当たり、課税前）

	米ドル（リアル）受益証券	
	（米ドル）	（円）
2016年 6 月	0.01	1.11
7 月	0.01	1.11
8 月	0.01	1.11
9 月	0.01	1.11
10月	0.01	1.11
11月	0.01	1.11
12月	0.01	1.11
2017年 1 月	0.01	1.11
2 月	0.01	1.11
3 月	0.01	1.11
4 月	0.01	1.11
5 月	0.01	1.11
設定来累計	6.82	756.75

収益率の推移

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年 6 月 1 日から2017年 5 月末日	10.66

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年 6 月 1 日から2017年 5 月末日	11.38

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年 6 月 1 日から2017年 5 月末日	10.31

米ドル（豪ドル）受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年 6 月 1 日から2017年 5 月末日	14.08

米ドル（リアル）受益証券

期間	収益率（％）（注）
2016年 6 月 1 日から2017年 5 月末日	34.14

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2017年 5 月末日の受益証券 1 口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2016年 5 月末日の受益証券 1 口当たり純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

豪ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2009年（2009年10月26日から2009年12月末日）	3.90
2010年（2010年1月1日から2010年12月末日）	14.27
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	4.86
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	15.50
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	5.56
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	4.24
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-2.11
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	11.59
2017年（2017年1月1日から2017年5月末日）	4.05

NZドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2009年（2009年10月26日から2009年12月末日）	4.10
2010年（2010年1月1日から2010年12月末日）	12.98
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	2.65
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	13.91
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	5.86
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	5.33
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-1.33
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	11.92
2017年（2017年1月1日から2017年5月末日）	4.27

米ドル受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年3月30日から2010年12月末日）	7.70
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	0.68
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	11.93
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	3.57
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	2.27
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-4.09
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	10.95
2017年（2017年1月1日から2017年5月末日）	3.94

米ドル（豪ドル）受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年12月27日から2010年12月末日）	1.10
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	5.54
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	16.85

2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-8.40
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	-3.13
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-12.55
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	10.71
2017年（2017年1月1日から2017年5月末日）	7.58

米ドル（リアル）受益証券

期間	収益率（％）（注）
2010年（2010年12月27日から2010年12月末日）	1.70
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	-3.15
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	8.31
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	-4.10
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	0.85
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	-25.05
2016年（2016年1月1日から2016年12月末日）	47.98
2017年（2017年1月1日から2017年5月末日）	8.52

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2017年については5月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

2009年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

豪ドル受益証券 10豪ドル

NZドル受益証券 10NZドル

2010年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

米ドル受益証券 10米ドル

米ドル（豪ドル）受益証券 10米ドル

米ドル（リアル）受益証券 10米ドル

ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2016年6月1日から2017年5月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2017年5月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
豪ドル受益証券	8,559,211 (8,559,211)	9,443,982 (9,443,982)	54,093,610 (54,093,610)
N Z ドル受益証券	2,122,034 (2,122,034)	2,768,660 (2,768,660)	19,041,663 (19,041,663)
米ドル受益証券	9,298,389 (9,298,389)	5,190,534 (5,190,534)	32,127,856 (32,127,856)
米ドル（豪ドル）受益証券	460,870 (460,870)	1,459,315 (1,459,315)	6,020,295 (6,020,295)
米ドル（リアル）受益証券	2,508,385 (2,508,385)	14,433,619 (14,433,619)	33,476,848 (33,476,848)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.96円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

ノムラ・マスター・セレクト・ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

純資産計算書

2017年４月30日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産の部			
投資有価証券—純資産額 （取得価額：813,771,698米ドル）	2	837,058,999	92,880,067
銀行預金		55,800,981	6,191,677
受益証券発行未収金		3,459,187	383,831
現金および現金同等物に係る利息		1,054	117
前払費用		212,182	23,544
設立費用	2	32,878	3,648
資産合計		896,565,281	99,482,884
負債の部			
当座借越		1,350,044	149,801
先渡為替契約未実現損失	14	6,426,811	713,119
受益証券買戻未払金		2,027,347	224,954
未払費用	10	2,053,682	227,877
負債合計		11,857,884	1,315,751
純資産		884,707,397	98,167,133

以下のとおり、受益証券により表章される。

	１口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
豪ドル受益証券（豪ドル建て）	8.22	54,863,328	450,709,956
NZドル受益証券（NZドル建て）	7.81	19,513,860	152,350,142
米ドル受益証券（米ドル建て）	8.69	32,034,793	278,454,174
米ドル（豪ドル）受益証券（米ドル建て）	5.81	6,008,270	34,928,850
米ドル（リアル）受益証券（米ドル建て）	3.81	34,102,063	129,859,793

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2017年4月30日に終了した期間

豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	58,317,310
発行受益証券数	2,800,430
買戻受益証券数	(6,254,412)
期末現在発行済受益証券数	54,863,328

NZドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	20,062,958
発行受益証券数	956,513
買戻受益証券数	(1,505,611)
期末現在発行済受益証券数	19,513,860

米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	31,812,091
発行受益証券数	3,832,248
買戻受益証券数	(3,609,546)
期末現在発行済受益証券数	32,034,793

米ドル（豪ドル）受益証券

期首現在発行済受益証券数	6,610,205
発行受益証券数	41,465
買戻受益証券数	(643,400)
期末現在発行済受益証券数	6,008,270

米ドル（リアル）受益証券

期首現在発行済受益証券数	39,911,565
発行受益証券数	900,705
買戻受益証券数	(6,710,207)
期末現在発行済受益証券数	34,102,063

[次へ](#)

ノムラ・マスター・セレクト・ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2017年4月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・マスター・セレクト（「トラスト」）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「前受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付の修正証書および2016年7月26日付（2016年8月11日効力発生）の退任および任命に関する証書（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となった。）により修正済、さらに2016年8月11日付の修正証書により修正済）（「マスター信託証書」）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、ケイマン諸島の信託法に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設立された。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に従い、トラストの資産および運営業務に関するすべての権限および責任を有する。

ファンド

資産や負債が個別に帰属する1つまたは複数のポートフォリオであるシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・マスター・セレクト・ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された2009年8月7日付追補証書（マスター信託証書と合わせて「信託証書」）に従い構成されるシリーズ・トラストである。

ファンドは、現在、豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）、米ドル受益証券（米ドル建て）、米ドル（豪ドル）受益証券（米ドル建て）および米ドル（レアル）受益証券（米ドル建て）の5つのクラスの受益証券を発行している。

豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）および米ドル受益証券（米ドル建て）の各クラスは、それぞれの通貨でパフォーマンスを追求する。

米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（レアル）受益証券は米ドル建てであるが、米ドル（豪ドル）受益証券は豪ドルで、米ドル（レアル）受益証券はブラジルレアルでパフォーマンスを追求する。

ファンドは、2019年10月31日に償還する予定である。ファンドは、受益証券の当初発行日以降、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合にはいつでも、早期に償還することがある。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還（または延期）する場合がある。

ファンドの投資目的は、米ドル建て債務証券で構成されるポートフォリオのパフォーマンスを、異なる通貨で追求することである。

投資顧問会社は、主としてフィデリティ・ファンズ-USハイ・イールド・ファンド（「投資対象ファンド」）のクラスA-MDIST-USD投資証券（「投資対象ファンド投資証券」）に投資を行うこと、同時に一定の為替取引（以下に定義する。）を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

投資顧問会社は、ファンドの資産の大部分（為替取引、受益証券の買戻し、受益証券の保有者（「受益者」）に対する分配金その他の支払およびファンドの経費支払に充てる資産の一部を除く。）を、投資対象ファンドに投資することを通じて、米ドル建て債務証券に投資する。投資対象ファンドに投資しないファンド資産は、現金および現金同等物で保有する。米ドル建て債務証券への直接投資は行わない。

ファンドの資産の大部分が、投資対象ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのポートフォリオのパフォーマンスに依拠する。さらに、以下に詳述されるとおり、為替取引は、ファンドのパフォーマンスに多大な影響を及ぼす場合がある。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、いずれもルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督機関の監督下でない旨留意されたい。

注 2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則（「LUX GAAP」）に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

- (a) 証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において入手可能な直近の終値（取引価格または評価額）で評価される。証券が複数の証券取引所またはその他の規制市場において上場または取引されている場合は、当該証券の主たる市場である取引所またはその他の規制市場において入手可能な直近の終値または管理会社もしくは管理会社を代理して事務代行会社が決定する代表値を使用する。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、その他の規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価される。そのような市場価格が存在しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を反映していない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 上記(a)および(b)に規定されている、市場価格が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、管理会社の助言を受けて事務代行会社が採用した手続に従い、誠実に決定した公正価値で評価される。
- (d) 満期日まで60暦日以下の短期投資対象は、市場価格、満期日61日前時点の市場価格と額面価格との間の差額の償却、または市場価格が入手不可能である場合には償却原価、で評価される。
- (e) その他の資産は、適用ある一般に認められた会計原則に従って公正価格を表すと管理会社が判断する価格を参照して、または管理会社が誠実に決定するその他の価格で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末日の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2017年4月30日現在の為替レートは以下のとおりである。

1 米ドル = 1.33806 豪ドル

1 米ドル = 3.18245 ブラジルレアル

1 米ドル = 0.91857 ユーロ

1 米ドル = 1.45613 NZドル

ヘッジ

投資顧問会社は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（レアル）受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（レアル）受益証券の資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、5つに分けられる。豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（レアル）受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を購入する為替取引（「為替取引」）を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (c) 米ドル（豪ドル）受益証券：通常の場合において、米ドル（豪ドル）受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (d) 米ドル（レアル）受益証券：通常の場合において、米ドル（レアル）受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいブラジルレアル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

受益証券の純資産総額の全額を完全にヘッジすることは不可能であるが、投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の比率が純資産総額の米ドルのエクスポージャーの90%から110%となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動または受益証券の買付額もしくは買戻額によっては、当該比率が90%を下回るまたは110%を超える場合があり、投資顧問会社は、上記取引に関し、当該比率が上記の範囲内（通常約100%）となるよう調整を行う意向である。

豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（レアル）受益証券は、為替先渡取引を利用することで、為替取引の利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まる。米ドル金利が、当該為替取引における通貨の金利よりも低い場合には、当該クラスの受益証券は、為替取引による利益を得ることが期待される。

疑義を避けるために明記すると、米ドル受益証券に関し、ヘッジ目的の為替取引は行われない。

設立費用

設立費用ならびに前受託会社およびその子会社から、受託会社、事務代行会社および保管会社へのファンドの移管について発生した費用は、LUX GAAPに基づき認められた期間で償却される。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、最低年間報酬を10,000米ドルとし、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、年間20,000米ドルに相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注5 - 保管会社報酬

保管会社は、保管契約に基づき、その役務を提供するに当たって、取引の種類により異なり、一般に一取引につき15米ドルから100米ドルである取引報酬を、ファンドの資産から受け取ることができる。

保管会社はまた、（ ）受託会社と保管会社との間で随時合意した金額で、保管会社がファンドの勘定で行ったすべての補助的な業務に係る補助費（投資顧問会社により保管会社に対して通知される、ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従った外国為替取引の処理を含むが、これらに限られない。）ならびに（ ）保管会社が保管契約に従い、その役務の規定に関連してファンドの勘定で合理的に負担したすべての適正な立替実費および経費につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

注6 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該月の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費（ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻費用を含むが、これらに限られない。）につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

注7 - 事務代行会社報酬

事務代行会社は、管理業務契約に基づき、その役務に対する報酬として、（ ）会計年度ベースで四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、最低年間報酬を80,000米ドルとし、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.08%に相当する額および（ ）ファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

事務代行会社はまた、監査確認書の発行、中間財務諸表の作成またはLUX GAAP以外の会計原則の使用等の、特定の事務代行業務の履行につき、当該業務に対して事務代行会社と管理会社との間で合意される報酬を、ファンドの資産から受け取ることができる。

事務代行会社はまた、事務代行会社が管理業務契約に従い、その役務の規定に関連してファンドの勘定で合理的に負担したすべての適正な立替実費および経費につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

注8 - 販売会社および代行協会員報酬

販売会社は、会計年度ベースで四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.32%に相当する額の報酬を、当該四半期の最終日から60暦日以内に、米ドルで四半期毎に後払いにてファンドの資産から受け取ることができる。

代行協会員は、代行協会員としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.08%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注9 - 投資対象ファンドからの報酬の割戻金

ファンドは、投資対象ファンドから、投資対象ファンド投資証券の純資産価格に対して日割りで計上される年率0.345%の割戻報酬を、暦年ベースの四半期毎に米ドルで受け取る。

注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	902,082
販売会社および代行協会員報酬	901,449
事務代行会社報酬	180,323
受託会社および管理会社報酬	27,552
弁護士報酬	1,785
立替実費	8,013
専門家報酬	12,602
印刷および公告費用	19,876
未払費用	2,053,682

注11 - 分配

管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券または米ドル（リアル）受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から随時分配を行うことができる。

また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月15日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2017年4月30日に終了した期間において、ファンドは、総額29,808,504米ドルの分配を支払った。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタルゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注13 - 募集および買戻し

受益証券の発行

現在、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券および米ドル（レアル）受益証券の5つのクラスが、以下の期間に適格投資家に対して発行されている。

- ・（豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券および米ドル（豪ドル）受益証券の場合）ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券および米ドル（豪ドル）受益証券についての、「ファンド営業日」）
- ・（米ドル（レアル）受益証券の場合）（ ）サンパウロ、ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、（ ）ブラジル商品先物取引所が営業を行っている日、かつ（ ）日本において販売会社が営業を行っている日、および/または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（米ドル（レアル）受益証券についての、「ファンド営業日」）

募集価格は、当該ファンド営業日時点における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格である。かかる募集価格には、販売会社に支払われる申込手数料が加算される。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル（豪ドル）受益証券は100口以上1口単位、米ドル（レアル）受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するそれより少ない口数とする。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、保管会社に開設された口座に、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該7ファンド営業日目の翌営業日までに受領されなければならない。

管理会社（もしくはその受任者）は、その裁量により、受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶することができ、申込代金またはその差額は、申込者のリスクおよび費用負担において可及的速やかに（無利息で）返還されるものとする。

受託会社および/または管理会社（もしくはその受任者）は、受益証券の申込者に対し、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために必要な情報および文書を請求することができる。管理会社（またはその受任者）は、申込者の身元および申込代金の支払源を確認するために要求されたすべての情報および文書を受領し、かつ当該情報および文書について受託会社および/または管理会社（もしくはその受任者）の要求を満たすまで、受益証券を発行しないものとする。当該ファンド営業日から10ファンド営業日以内に、管理会社（またはその受任者）が当該情報および文書を受領しなかった場合、管理会社（またはその受任者）は、当該申込書を申込者に対して差し戻し、かつかかる申込者により支払われたすべての申込代金を、申込者のリスクおよび費用負担において、支払銀行に対して（利息を付さずに）返還するものとする。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消することができないものとする。各買戻通知は、豪ドル受益証券1口以上1口単位、NZドル受益証券

1口以上1口単位、米ドル受益証券1口以上1口単位、米ドル（豪ドル）受益証券1口以上1口単位もしくは米ドル（リアル）受益証券1口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は原則として、（受託会社および管理会社（またはその受任者）の要求する根拠情報および根拠文書とともに）当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに、事務代行会社がこれを受領するものとする。

受益証券1口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券、米ドル（豪ドル）受益証券または米ドル（リアル）受益証券の1口当り純資産価格とする。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとする。買戻代金は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該7ファンド営業日の翌営業日までに送金される予定である。

管理会社（またはその受任者）は、その完全な裁量により、ある受益者に買戻代金を支払うことが、当該法域において、マネー・ロンダリング防止法の違反もしくは違背にあたる可能性があるかと疑われ、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社、管理会社もしくはこれらの各々の受任者もしくは代理人による、当該法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要である場合には、かかる受益者への買戻代金の支払を拒絶することができる。

管理会社（またはその受任者）は、目論見書の規定に記載された状況の場合、買戻請求の全部または一部を停止、拒絶または取消することができる。純資産価格の決定が停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとし、当該純資産価格の決定が停止された場合、受益証券の買戻しを受ける当該受益者の権利は同様に停止される。

管理会社は、受託会社および/または投資顧問会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消ことができ、買戻代金の支払を延期することができる。

注14 - 先渡為替契約

2017年4月30日現在、注記2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加的なエクスポージャーを提供するために、およびポートフォリオの一部をヘッジするためにファンドが締結している未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （米ドル）
豪ドル	1,171	米ドル	877	2017年6月2日	(2)
ブラジル レアル	1,227	米ドル	387	2017年6月2日	(5)
ブラジル レアル	2,955	米ドル	926	2017年6月2日	(7)
豪ドル	38,942	米ドル	29,100	2017年6月2日	(15)
ブラジル レアル	4,599	米ドル	1,451	2017年6月2日	(20)
豪ドル	11,937	米ドル	8,962	2017年6月2日	(47)
ブラジル レアル	16,486	米ドル	5,184	2017年6月2日	(54)
豪ドル	22,684,867	米ドル	16,989,877	2017年6月2日	(47,320)
ブラジル レアル	38,339,966	米ドル	12,175,890	2017年6月2日	(245,921)
ブラジル レアル	87,030,839	米ドル	27,400,000	2017年6月2日	(319,246)
ブラジル レアル	77,105,024	米ドル	24,400,000	2017年6月2日	(407,790)
ブラジル レアル	96,696,315	米ドル	30,500,000	2017年6月2日	(411,710)
ブラジル レアル	103,096,229	米ドル	32,900,000	2017年6月2日	(820,295)
米ドル	343,526	ブラジル レアル	1,079,296	2017年6月2日	7,690
米ドル	300,685	ブラジル レアル	944,696	2017年6月2日	6,731
米ドル	388,112	ブラジル レアル	1,229,771	2017年6月2日	5,453
米ドル	146,688	ブラジル レアル	462,310	2017年6月2日	2,834
米ドル	96,806	ブラジル レアル	304,098	2017年6月2日	2,182
米ドル	193,540	ブラジル レアル	617,358	2017年6月2日	1,441
米ドル	99,907	ブラジル レアル	318,137	2017年6月2日	915
米ドル	54,577	ブラジル レアル	172,631	2017年6月2日	861
米ドル	60,681	ブラジル レアル	192,410	2017年6月2日	811
米ドル	67,791	ブラジル レアル	215,495	2017年6月2日	737
米ドル	57,446	ブラジル レアル	182,697	2017年6月2日	598
米ドル	20,300	豪ドル	27,015	2017年6月2日	123
米ドル	12,201	豪ドル	16,193	2017年6月2日	107
豪ドル	45,950,116	米ドル	34,515,889	2017年6月2日	(197,308)
豪ドル	425,487,213	米ドル	319,608,975	2017年6月2日	(1,827,027)
N Z ドル	147,535,920	米ドル	103,397,156	2017年6月2日	(2,168,775)
米ドル	95,031	N Z ドル	135,592	2017年6月2日	1,998
米ドル	63,381	N Z ドル	90,332	2017年6月2日	1,402
米ドル	54,490	N Z ドル	77,558	2017年6月2日	1,275
米ドル	86,479	豪ドル	114,279	2017年6月2日	1,128
米ドル	270,342	豪ドル	360,470	2017年6月2日	1,119
米ドル	140,098	豪ドル	186,366	2017年6月2日	908
米ドル	88,482	豪ドル	117,404	2017年6月2日	798
米ドル	65,881	N Z ドル	94,864	2017年6月2日	793

米ドル	126,598	豪ドル	168,592	2017年6月2日	682
米ドル	17,379	NZドル	24,781	2017年6月2日	377
米ドル	37,368	NZドル	54,110	2017年6月2日	242
米ドル	26,301	豪ドル	34,892	2017年6月2日	241
米ドル	9,454	NZドル	13,735	2017年6月2日	30
米ドル	139	NZドル	200	2017年6月2日	3
米ドル	211	豪ドル	280	2017年6月2日	2
米ドル	24	NZドル	32	2017年6月2日	2
米ドル	658	豪ドル	880	2017年6月2日	1
米ドル	96	NZドル	139	2017年6月2日	1
米ドル	107	豪ドル	143	2017年6月2日	1
米ドル	84	NZドル	122	2017年6月2日	0
米ドル	32	豪ドル	42	2017年6月2日	0
米ドル	12	NZドル	18	2017年6月2日	0
米ドル	28	豪ドル	37	2017年6月2日	0
米ドル	94,471	豪ドル	126,499	2017年6月2日	(6)
豪ドル	30,803	米ドル	23,004	2017年6月2日	2
NZドル	17	米ドル	12	2017年6月2日	0
豪ドル	154	米ドル	115	2017年6月2日	0
NZドル	34	米ドル	23	2017年6月2日	0
豪ドル	1,087	米ドル	814	2017年6月2日	(2)
豪ドル	1,170	米ドル	878	2017年6月2日	(5)
豪ドル	793	米ドル	599	2017年6月2日	(7)
豪ドル	1,185	米ドル	895	2017年6月2日	(10)
NZドル	232	米ドル	175	2017年6月2日	(16)
NZドル	1,937	米ドル	1,357	2017年6月2日	(29)
NZドル	14,047	米ドル	9,669	2017年6月2日	(31)
NZドル	26,437	米ドル	18,360	2017年6月2日	(221)
豪ドル	102,770	米ドル	77,171	2017年6月2日	(416)
豪ドル	166,628	米ドル	125,261	2017年6月2日	(812)
NZドル	87,000	米ドル	61,044	2017年6月2日	(1,351)
豪ドル	445,426	米ドル	334,056	2017年6月2日	(1,383)
NZドル	179,662	米ドル	126,002	2017年6月2日	(2,731)
豪ドル	646,493	米ドル	487,306	2017年6月2日	(4,462)
豪ドル	483,624	米ドル	365,975	2017年6月2日	(4,773)
豪ドル	956,988	米ドル	721,243	2017年6月2日	(6,502)
					<u>(6,426,811)</u>

金額は四捨五入され、1ドル未満の金額は0と表示されている。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・マスター・セレクト - ユー・エス・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2017年4月30日現在

(米ドルで表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産額	純資産に 占める 割合(%)
ルクセンブルグ				
投資信託				
72,914,547	フィデリティ・ファンズ-USハイ・イールド・ファンド クラスA-MDIST-USD投資証券	813,771,698	837,058,999	94.61
		813,771,698	837,058,999	94.61
	ルクセンブルグ合計	813,771,698	837,058,999	94.61
		813,771,698	837,058,999	94.61
	投資有価証券合計	813,771,698 (90,296,107,610円)	837,058,999 (92,880,066,529円)	94.61

(1) 数量は、受益証券 / 投資証券の数を表している。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,648万円）で、2017年５月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約310万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2017年５月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝123.95円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i）管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付ルクセンブルグ法（改訂済）（以下「2013年法」といいます。）の第１条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) 2013年法の第５条第２項および別表Ⅰに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会通達2011／61／EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第５条第４項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2017年５月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.4兆円です。

（2017年5月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,593,016,592.44米ドル
		2	2,734,457,012.57豪ドル
		1	144,551,947.93カナダドル
		1	638,370,452.68ニュージーランドドル
		1	53,415,290.60英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	21	1,294,516,656.94米ドル
		6	152,142,501.32ユーロ
		13	298,879,826,467円
		9	695,051,750.60豪ドル
		4	48,562,755.81カナダドル
		5	247,704,915.42ニュージーランドドル
		3	15,708,516.10英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	10	602,387,229.67米ドル
		1	323,653,230.96南アフリカ・ランド
		15	15,123,679,409円
		4	613,751,919.53豪ドル
		3	182,597,865.08ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付修正証書（2015年10月30日効力発生）、2016年7月26日付（2016年8月11日効力発生）の退任および任命に関する証書、2016年8月11日付の修正証書ならびに同日付の修正マスター信託証書により修正済。）および2009年8月7日付追補証書（2010年1月22日付、2010年11月2日付および2015年3月13日付の修正追補証書により修正済。）（以下合わせて「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）または管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。管理会社は、適用ある法律に規定された事項に基づき、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の作為または不作為に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、受託会社がその絶対的な裁量で明白に同意した場合を除き、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、受託会社は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利もありません（かかる受益者と別途書面により合意した場合を除きます。）。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、管理会社が決定する補償およびその他の条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知（または受託会社が同意するそれより短い期間の通知）により、辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知日または清算開始日から60暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが、受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任または解任の後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（３）その他

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2017年5月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.95円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2017年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2017年5月30日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2017 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 30, 2017

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2017年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2017年 3 月31日		2016年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有される投資	10	4,000,567	495,870	—	—
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1 年以内期限到来		341,652	42,348	313,374	38,843
銀行預金および手元現金	9	4,645,136	575,765	8,070,010	1,000,278
		4,986,788	618,112	8,383,384	1,039,120
前払費用		18,750	2,324	18,750	2,324
資産合計		9,006,105	1,116,307	8,402,134	1,041,445
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	46,481	375,000	46,481
準備金		652,500	80,877	1,002,500	124,260
1 . 法定準備金	4	37,500	4,648	37,500	4,648
4 . 公正価値準備金を含むその他 準備金	4				
b) その他配当不可能準備金		615,000	76,229	965,000	119,612
繰越損益	4	6,961,171	862,837	6,054,617	750,470
当期損益		497,040	61,608	556,554	68,985
		8,485,711	1,051,804	7,988,671	990,196
引当金					
納税引当金	5	302,559	37,502	215,740	26,741
		302,559	37,502	215,740	26,741
債務					
買掛債務					
a) 1 年以内期限到来	6	186,363	23,100	176,999	21,939
その他債務					

a) 税務当局	12,059	1,495	9,513	1,179
b) 社会保障当局	19,413	2,406	11,211	1,390
	<u>217,835</u>	<u>27,001</u>	<u>197,723</u>	<u>24,508</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>9,006,105</u>	<u>1,116,307</u>	<u>8,402,134</u>	<u>1,041,445</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2017年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2017年3月31日		2016年3月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	7、9	1,452,281	180,010	1,518,398	188,205
6 . 人件費		(827,098)	(102,519)	(818,475)	(101,450)
a) 給与および賃金	8	(756,938)	(93,822)	(744,856)	(92,325)
b) 社会保障費	8	(70,160)	(8,696)	(73,619)	(9,125)
) 年金関連		(42,766)	(5,301)	(44,318)	(5,493)
) その他社会保障費		(27,394)	(3,395)	(29,301)	(3,632)
8 . その他営業費用		(25,000)	(3,099)	(25,000)	(3,099)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b) その他収益		1,999	248	2,500	310
11 . その他未収利息および類似収益					
a) 関連事業から派生する金額		—	—	4,799	595
b) その他利息および類似収益		31,710	3,930	8,877	1,100
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	9	(15,419)	(1,911)	(5,214)	(646)
b) その他利息および類似費用		(34,079)	(4,224)	(17,864)	(2,214)
15 . 損益に係る税金	5	(82,539)	(10,231)	(101,703)	(12,606)
16 . 税引後損益		501,855	62,205	566,318	70,195
17 . 1 から16に表示されないその他税金		(4,815)	(597)	(9,764)	(1,210)
18 . 当期利益		497,040	61,608	556,554	68,985

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2017年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有される有価証券およびその他金融商品は、取得日における取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連資産から直接控除される。固定資産として保有される投資の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、運用中の投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

前年度の組替再表示

2016年3月31日現在の比較数値は、適切な比較を可能にするために組替再表示されている。組替再表示は当期利益に影響しない。

注3 - 払込済資本金

2017年3月31日および2016年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2016年3月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617
前期の損益	—	—	556,554
富裕税準備金の純取崩し	—	(525,000)	525,000
富裕税準備金	—	175,000	(175,000)
2017年3月31日現在残高	37,500	615,000	6,961,171

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税（「NWT」）の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、NWT最低額（前年度の法人所得税（「CIT」）控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースのNWTと比較することにより、会社が所定の年度におけるNWTを軽減できる旨を定めた通達（circular I. Fort n 51）（「通達」）を2016年7月25日に公表した。NWTとして、会社は、前述の金額（控除後のNWT最低額）または連結納税ベースのNWTのうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2017年3月31日現在、配当不可能準備金は合計615,000ユーロ（2016年3月31日：965,000ユーロ）であり、これは、2011年から2016年までの間に富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2016年6月14日に行われた年次総会により、2010年の富裕税準備金の全額である365,000ユーロが取り崩され、2015年の富裕税が160,000ユーロ減少され、2016年度の富裕税準備金として175,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、ルクセンブルグの所得税法第164bis条に定める連結納税制度（連結グループ）を利用しており、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーが、2008年度以降連結グループの筆頭となっている。

注6 - 債務

2017年3月31日および2016年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - 総損益

2017年 3 月31日および2016年 3 月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2017年 3 月31日 (ユーロ)	2016年 3 月31日 (ユーロ)
管理報酬	1,587,246	1,790,911
リスク管理報酬	87,500	50,516
その他報酬	29,502	—
その他対外費用	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

2017年 3 月31日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬103,187ユーロ（2016年 3 月31日：117,000ユーロ）、海外規制費用48,138ユーロ（2016年 3 月31日：95,695ユーロ）、監査報酬30,701ユーロ（2016年 3 月31日：29,550ユーロ）、弁護士報酬21,629ユーロ（2016年 3 月31日：4,236ユーロ）およびその他費用48,312ユーロ（2016年 3 月31日：76,548ユーロ）により構成されている。

注 8 - スタッフ

2017年 3 月31日および2016年 3 月31日に終了した年度において、当社は 6 名を雇用していた。

注 9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2017年 3 月31日および2016年 3 月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年 2 月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2017年 3 月31日および2016年 3 月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 金融資産

固定資産として保有される投資は、コマーシャル・ペーパーである。固定資産として保有される投資の増減の概要は、以下のとおりである。

	2017年3月31日 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	—
期中取得額	4,000,567
期中処分額	—
期末現在	<u>4,000,567</u>
評価調整	
期首現在	—
期中評価調整繰戻額	—
期末現在	<u>4,000,567</u>
期末現在純評価額	<u>4,000,567</u>
期末現在市場価格	<u>4,000,567</u>

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2017年3月31日現在、約11,871百万ユーロである（2016年：12,536百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Investments held as fixed assets	10	<u>4,000,567</u>	<u>---</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		341,652	313,374
Cash at bank and in hand	9	<u>4,645,136</u>	<u>8,070,010</u>
		4,986,788	8,383,384
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>18,750</u>
TOTAL (ASSETS)		<u>9,006,105</u>	<u>8,402,134</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		652,500	1,002,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve	4		
b) other non available reserves		615,000	965,000
Profit or loss brought forward	4	6,961,171	6,054,617
Profit or loss for the financial year		<u>497,040</u>	<u>556,554</u>
		8,485,711	7,988,671
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	<u>302,559</u>	<u>215,740</u>
		302,559	215,740
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	186,363	176,999
Other creditors			
a) Tax authorities		12,059	9,513
b) Social security authorities		<u>19,413</u>	<u>11,211</u>
		217,835	197,723
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>9,006,105</u>	<u>8,402,134</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Accounts
for the year ended March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,452,281	1,518,398
6. Staff costs		(827,098)	(818,475)
a) salaries and wages	8	(756,938)	(744,856)
b) social security costs	8	(70,160)	(73,619)
<i>i) relating to pensions</i>		(42,766)	(44,318)
<i>ii) other social security costs</i>		(27,394)	(29,301)
8. Other operating expenses		(25,000)	(25,000)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		1,999	2,500
11. Other interest receivable and similar income			
a) derived from affiliated undertakings		---	4,799
b) other interest and similar income		31,710	8,877
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(15,419)	(5,214)
b) other interest and similar expenses		(34,079)	(17,864)
15. Tax on profit or loss	5	(82,539)	(101,703)
16. Profit or loss after taxation		501,855	566,318
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		(4,815)	(9,764)
18. Profit for the financial year		<u>497,040</u>	<u>556,554</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2017

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Securities and other financial instruments held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply. Value adjustments are deducted directly from the related assets. Realised profit or loss on sale of investments held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Reclassification of prior year figures

Comparative figures as of March 31, 2016 have been reclassified to allow proper comparison. Reclassifications made have no impact on the profit for the financial year.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2017 and 2016, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
------------------	-------------------	--------------------------------------

	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617
Previous year 's profit or loss	---	---	556,554
Net release of net wealth tax reserve	---	(525,000)	525,000
Net wealth tax reserve	---	175,000	(175,000)
Balance as at March 31, 2017	37,500	615,000	6,961,171

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated 16 June 2016, which determines the criteria for the reduction of the net wealth tax ("NWT") as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on 25 July 2016 a circular I.Fort n° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax ("CIT") for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net wealth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2017, the non-distributable reserve amounted EUR 615,000 representing five times the net wealth tax credited for the years from 2011 to 2016 (31 March 2016: EUR 965,000).

As per Annual General Meeting held on June 14, 2016, the 2010 net wealth tax reserve was fully released by an amount of EUR 365,000 while the 2015 net wealth tax was decreased by EUR 160,000 and a net wealth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2016.

Note 5 – Taxes

The Company benefits from a tax consolidation regime (fiscal unity) set forth in article 164 bis LITL with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. being head of the fiscal unity as from 2008 financial year.

Note 6 – Creditors

As at March 31, 2017 and 2016, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at 31 March 2017 and 2016, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2017	March 31, 2016
	EUR	EUR
Management fees	1,587,246	1,790,911
Risk Management fees	87,500	50,516
Other fees	29,502	---
Other external charges	(251,967)	(323,029)
	<u>1,452,281</u>	<u>1,518,398</u>

As at 31 March 2017, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 103,187 (March 31, 2016: EUR 117,000), overseas regulation fees for EUR 48,138 (March 31, 2016: EUR 95,695), audit fees for EUR 30,701 (March 31, 2016: EUR 29,550), legal fees for EUR 21,629 (March 31, 2016: EUR 4,236) and other charges for EUR 48,312 (EUR 76,548).

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2016 and March 31, 2017, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2017 and March 31, 2016. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2017 and 2016 is recorded in deduction of the caption "Gross profit or loss" in the profit and loss account.

Note 10 – Financial assets

Investments held as fixed assets are commercial papers. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	March 31, 2017
	EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	---
acquisitions during the year	4,000,567
disposals during the year	---
	<u>4,000,567</u>
at the end of the year	<u>4,000,567</u>
Value adjustments	
at the beginning of the year	---
Reversal of value adjustments for the year	---

at the end of the year	<u>4,000,567</u>
Net value at the end of the year	<u>4,000,567</u>
Market value at the end of the year	<u>4,000,567</u>

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet.

Such assets amount to approximately EUR 11,871 million as at March 31, 2017 (2016: EUR 12,536 million).

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,637億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約8,082億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆1,256億円）を上限とします。

米ドル（豪ドル）受益証券 100億米ドル（約1兆1,256億円）を上限とします。

米ドル（リアル）受益証券 100億米ドル（約1兆1,256億円）を上限とします。

（後略）

< 訂正後 >

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,290億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約7,876億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆1,096億円）を上限とします。

米ドル（豪ドル）受益証券 100億米ドル（約1兆1,096億円）を上限とします。

米ドル（リアル）受益証券 100億米ドル（約1兆1,096億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

b. ファンドの性格

< 訂正前 >

ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「前受託会社」といいます。）と管理会社との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付（2015年10月30日付で効力発生）および2016年7月26日付（2016年8月11日効力発生）の退任および任命に関する証書（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となりました。）の修正証書により修正済。さらに2016年8月11日付の修正証書および修正マスター信託証書により修正済）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）のもとでオープン・エンド型の追加型投資信託として設立されました。資産や負債がそれぞれ別々に帰属する1つもしくは複数のポートフォリオであるシリーズ（以下それぞれを「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された2009年8月7日付追補証書（2010年1月22日付、2010年11月2日付および2015年3月13日付の修正追補証書により修正済。）（以下マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成される最初のシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

（後略）

< 訂正後 >

ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「前受託会社」といいます。）と管理会社との間で締結された2009

年 8 月 7 日付マスター信託証書（2015 年 9 月 30 日付（2015 年 10 月 30 日付で効力発生）および 2016 年 7 月 26 日付（2016 年 8 月 11 日効力発生）の退任および任命に関する証書（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となりました。）の修正証書により修正済。さらに 2016 年 8 月 11 日付の修正証書および修正マスター信託証書により修正済）（以下合わせて「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の信託法（2017 年改訂済）（以下「信託法」といいます。）のもとでオープン・エンド型の追加型投資信託として設立されました。資産や負債がそれぞれ別々に帰属する 1 つもしくは複数のポートフォリオであるシリーズ（以下それぞれを「シリーズ・トラスト」といいます。）が設定される場合があります。シリーズ・トラストにつき 1 つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された 2009 年 8 月 7 日付追補証書（2010 年 1 月 22 日付、2010 年 11 月 2 日付および 2015 年 3 月 13 日付の修正追補証書により修正済。）（以下マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成される最初のシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

（後略）

（３）ファンドの仕組み

管理会社の概要

< 訂正前 >

（前略）

（ ）資本金の額（2017 年 2 月末日現在）

払込済資本金は、375,000 ユーロ（約 4,462 万円）で、2017 年 2 月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1 株 25,000 ユーロ（約 297 万円）の記名式株式 15 株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2017 年 2 月 28 日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 ユーロ = 118.98 円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（ ）資本金の額（2017 年 5 月末日現在）

払込済資本金は、375,000 ユーロ（約 4,648 万円）で、2017 年 5 月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1 株 25,000 ユーロ（約 310 万円）の記名式株式 15 株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2017 年 5 月 31 日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 ユーロ = 123.95 円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

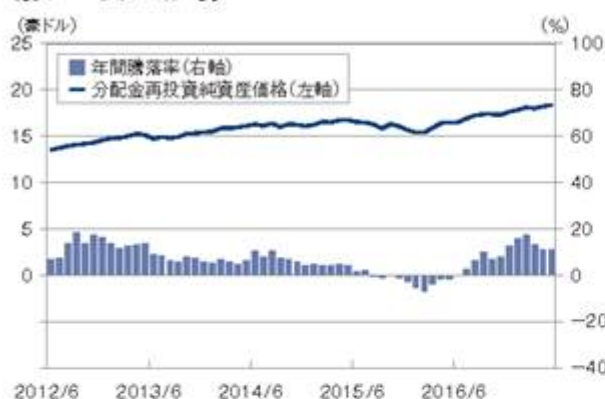
3 投資リスク

リスク管理体制図直後の参考情報を以下のとおり更新します。

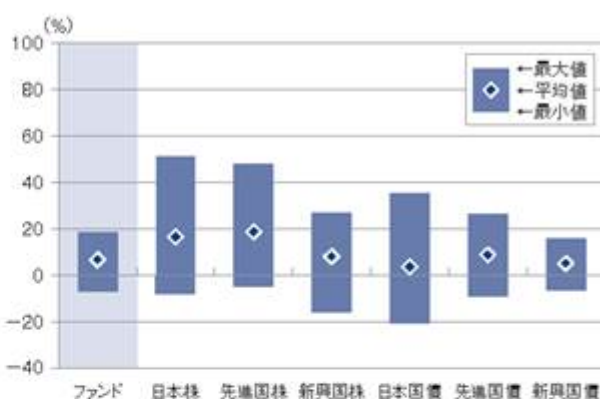
参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

豪ドル受益証券



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	18.65	50.98	47.81	27.06	35.37	26.30	15.56
最小値(%)	-7.00	-8.12	-4.74	-15.75	-20.66	-9.00	-6.32
平均値(%)	6.77	16.51	18.73	8.13	3.59	8.86	5.15

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

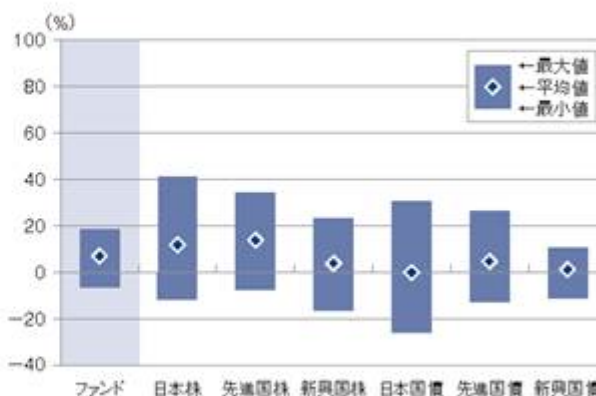
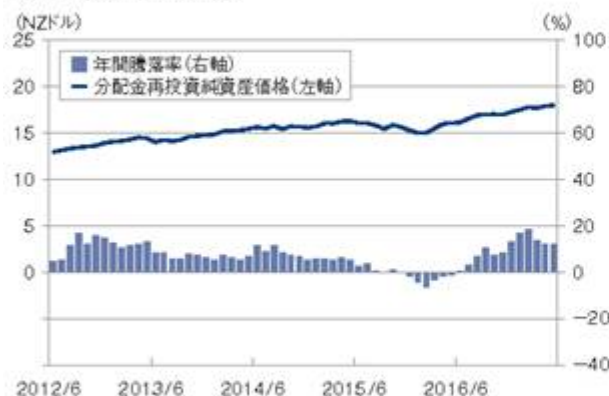
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

NZドル受益証券



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	18.50	41.00	34.42	23.28	30.61	26.55	10.53
最小値(%)	-6.47	-11.62	-7.47	-16.16	-26.10	-12.87	-11.33
平均値(%)	7.02	11.77	13.86	3.87	-0.12	4.69	1.15

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(NZドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(NZドルベース)

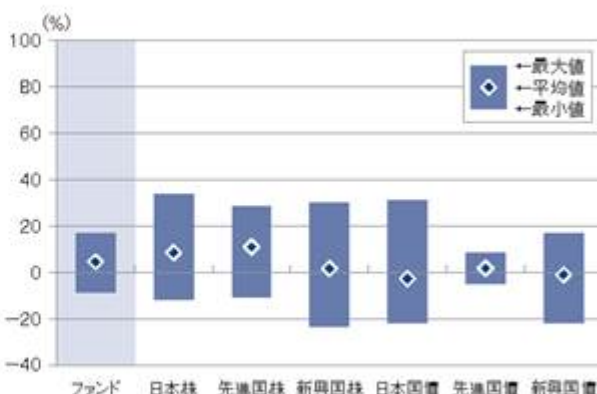
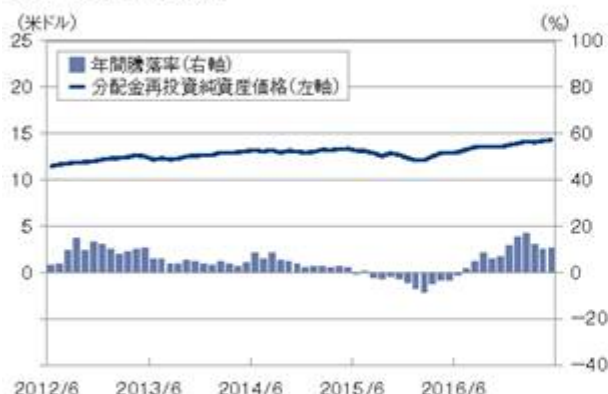
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

米ドル受益証券



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	16.90	33.59	28.72	29.94	31.21	8.42	17.06
最小値(%)	-8.72	-11.42	-10.57	-23.13	-21.58	-4.91	-21.54
平均値(%)	4.60	8.55	11.01	1.63	-2.68	1.76	-1.07

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

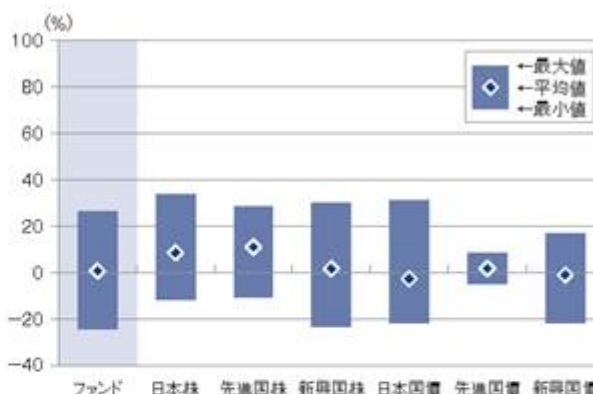
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

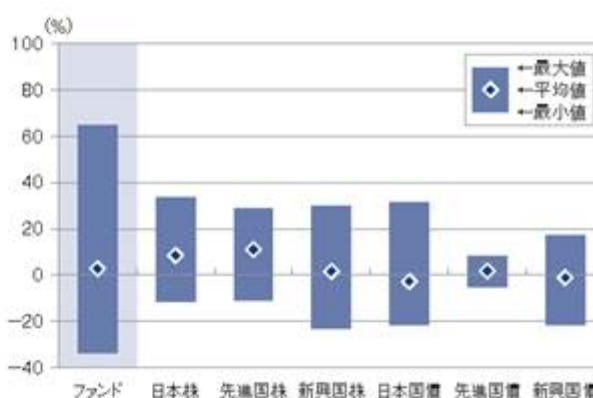
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

米ドル(豪ドル) 受益証券



	米ドル(豪ドル) 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	26.60	33.59	28.72	29.94	31.21	8.42	17.06
最小値(%)	-24.57	-11.42	-10.57	-23.13	-21.58	-4.91	-21.54
平均値(%)	0.69	8.55	11.01	1.63	-2.68	1.76	-1.07

米ドル(リアル) 受益証券



	米ドル(リアル) 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	64.87	33.59	28.72	29.94	31.21	8.42	17.06
最小値(%)	-33.58	-11.42	-10.57	-23.13	-21.58	-4.91	-21.54
平均値(%)	2.83	8.55	11.01	1.63	-2.68	1.76	-1.07

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年6月から2017年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2017年4月28日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2017年7月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2017年7月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5 運用状況

(3) 運用実績

(参考情報)

本項を以下のとおり更新します。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2017年5月末日現在)



分配の推移

2017年 1月	0.05
2017年 2月	0.05
2017年 3月	0.05
2017年 4月	0.05
2017年 5月	0.05
直近1年累計	0.80
設定来累計	7.82

2017年 1月	0.05
2017年 2月	0.05
2017年 3月	0.05
2017年 4月	0.05
2017年 5月	0.05
直近1年累計	0.80
設定来累計	7.82

収益率の推移 (暦年ベース)

※2009年は10月26日から、2017年は5月末日まで



※2009年は10月26日から、2017年は5月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2017年5月末日現在）



分配の推移

米ドル受益証券(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2017年 1月	0.05
2017年 2月	0.05
2017年 3月	0.05
2017年 4月	0.05
2017年 5月	0.05
直近1年累計	0.60
設定来累計	4.73

米ドル(豪ドル)受益証券(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2017年 1月	0.03
2017年 2月	0.03
2017年 3月	0.03
2017年 4月	0.03
2017年 5月	0.03
直近1年累計	0.51
設定来累計	5.45

収益率の推移（暦年ベース）

※2010年は3月30日から、2017年は5月末日まで



※2010年は12月27日から、2017年は5月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)
 ※分配金に対する税金は考慮されておりません。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2017年5月末日現在）



分配の推移

米ドル(リアル)受益証券(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2017年 1月	0.01
2017年 2月	0.01
2017年 3月	0.01
2017年 4月	0.01
2017年 5月	0.01
直近1年累計	0.12
設定来累計	6.82

収益率の推移（暦年ベース）

※2010年は12月27日から、2017年は5月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売手続等

< 訂正前 >

（前略）

マネー・ロンダリング防止規制

（中略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2016年改正）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

マネー・ロンダリング防止規制

（中略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、（ ）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の犯罪収益法（2017年改正）に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2017年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

（後略）

第3 投資信託制度の概要

< 訂正前 >

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

（中略）

- 1.3 2016年6月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,019（2,882のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。

（中略）

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

（中略）

6.2 免税ユニット・トラスト

（中略）

(d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

（中略）

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

（中略）

(f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

（中略）

(iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2016年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。

（中略）

10．CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

(b) 投資信託に関する業務。

(c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。

(b) 例えば2016年の秘密情報開示法または犯罪収益法（2016年改正）および薬物濫用法（2014年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。

（中略）

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改正）第257条

（中略）

12.2 刑法（2013年改正）第247条、第248条

（後略）

<訂正後>

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

（中略）

- 1.3 2017年3月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,463（2,810のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、適用除外を受けるかなりの数の未登録のファンドが存在する。

（中略）

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

（中略）

6.2 免税ユニット・トラスト

（中略）

- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2017年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

（中略）

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

（中略）

- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

（中略）

- (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法（2017年改正）に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。

（中略）

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。

(b) 例えば2016年の秘密情報開示法または犯罪収益法（2017年改正）および薬物濫用法（2017年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。

（中略）

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2017年改正）第257条

（中略）

12.2 刑法（2017年改正）第247条、第248条

（後略）